

議案第 3 1 号

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 4 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

児童クラブ指導員の職名を放課後児童支援員に改めるため。

石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例

石岡市学童保育事業条例（平成18年石岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「指導員」を「支援員」に改め、同条中「児童クラブ指導員」を「放課後児童支援員」に、「指導員」を「支援員」に改める。

第9条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「指導員」を「支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。